

地域未来投資促進法

地域経済牽引事業計画
承認申請マニュアル

岩手県商工労働観光部

(令和 2. 10. 1 改訂版)

目 次

1 地域未来投資促進法の概要

- 1) 地域未来投資促進法とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 2) 地域経済牽引事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 3) 岩手県の基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

2 地域経済牽引事業計画の申請について

- 1) 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 2) 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 3) 計画承認申請書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

3 各種支援措置の内容

○事業者が「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた場合の各種支援措置・・・P12

<融資・信用保証等の優遇措置>

○信用保証の特例（法第18条）・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

○課税の特例措置（法第24条）・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

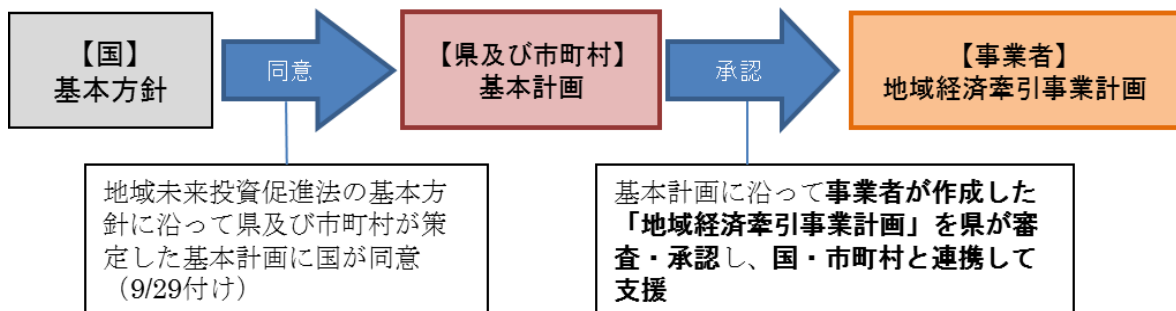
○地方税の減免措置（県条例等）・・・・・・・・・・・・・・・・ P15

1 地域未来投資促進法の概要

1) 地域未来投資促進法とは

- 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(以下、「地域未来投資促進法」又は「法」という。)は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすような事業を実施する民間事業者等を支援するものです。
- 基本的なスキームは、以下のとおりです。
 - ・国の基本方針に基づき、市町村及び県は地域の特性を生かした成長性の高い新たな事業分野と、その活用戦略等を盛り込んだ地域経済牽引事業を促進するための基本計画を作成し、国が同意します。
 - ・事業者は基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、県知事※の承認を受けます。
(※官民連携型の場合は、主務大臣が承認)
 - ・事業者は、承認された地域経済牽引事業について、国、地方公共団体等への申請手続等を経て支援措置を受けられます。

<法律のスキーム>



2) 地域経済牽引事業とは (法第2条第1項)

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のことをいいます。

3) 岩手県の基本計画 (平成29年9月29日同意)

(促進区域)

岩手県全市町村

(経済的効果の目標)

1件あたり平均35百万円以上の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を140件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で約6,900百万円の付加価値を創出することを目指します。

(地域経済牽引事業計画の承認要件)

以下の要件1～3を満たす必要があります。

【要件1：地域の特性を活用すること】

次のいずれかの分野に該当することが要件となります。

- ① 成長ものづくり分野
(自動車・半導体・医薬医療機器関連産業等の集積を生かした成長ものづくり等)
- ② 農林水産業・地域商社分野
(農林水産品・加工品・伝統工芸品を活用した農林水産業・地域商社等)
- ③ 第4次産業革命分野
(IT関連産業の集積を活用した第4次産業革命)
- ④ 観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
(世界遺産等を活用した観光、公民連携手法を活用したまちづくり等)
- ⑤ 環境・エネルギー分野
(木質バイオマス、地熱等を活用した環境・エネルギー)
- ⑥ ヘルスケア・教育サービス分野
(温泉等を活用したヘルスケア、ITを活用した教育サービス等)

【要件2：高い付加価値を創出すること】

付加価値増加分：3,500万円

事業計画の最終年度の付加価値額 - 計画策定年度の前年の付加価値額 \geq 3,500万円

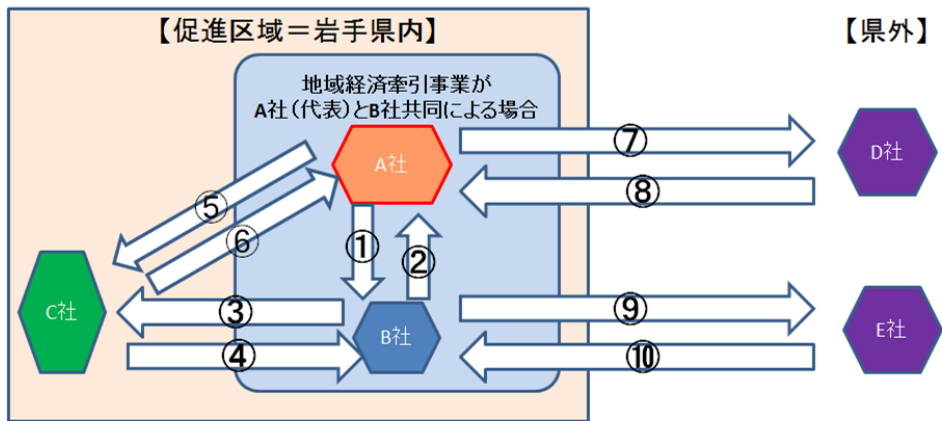
【要件3：地域への経済波及効果が見込まれること】

・県内取引額：10%増加

事業計画の最終年度の数値 - 事業開始年度の数値 / 事業開始年度の数値 \times 100 > 上記の数値

○促進区域内に所在する事業者間の取引額とは、
A社、B社、C社の取引額(①、②、③、④、⑤、⑥)

※県外の事業者との取引額(⑦、⑧、⑨、⑩)は算入できない。

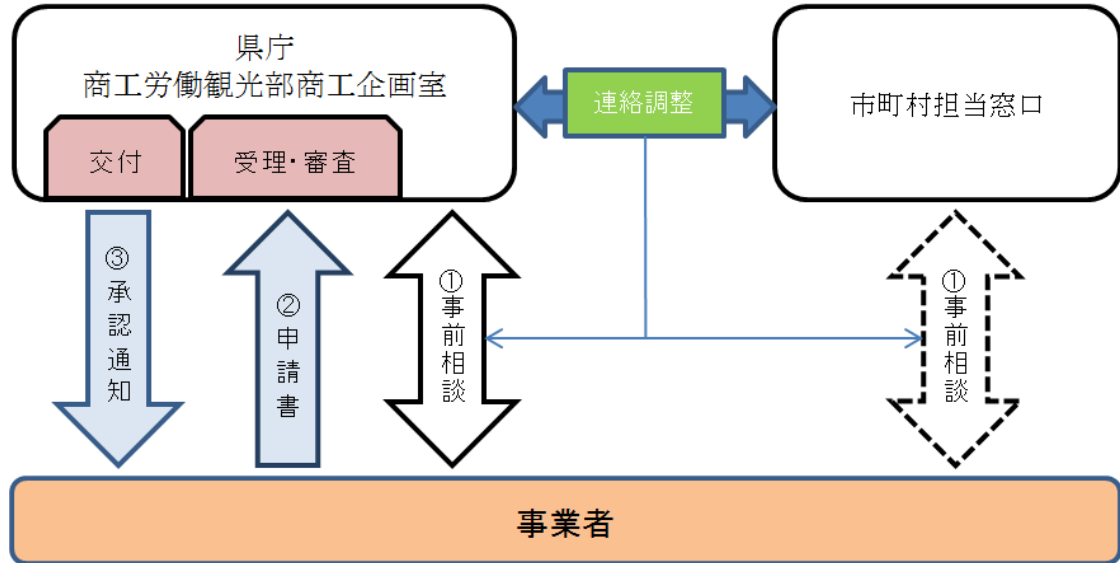


2 地域経済牽引事業計画の申請について

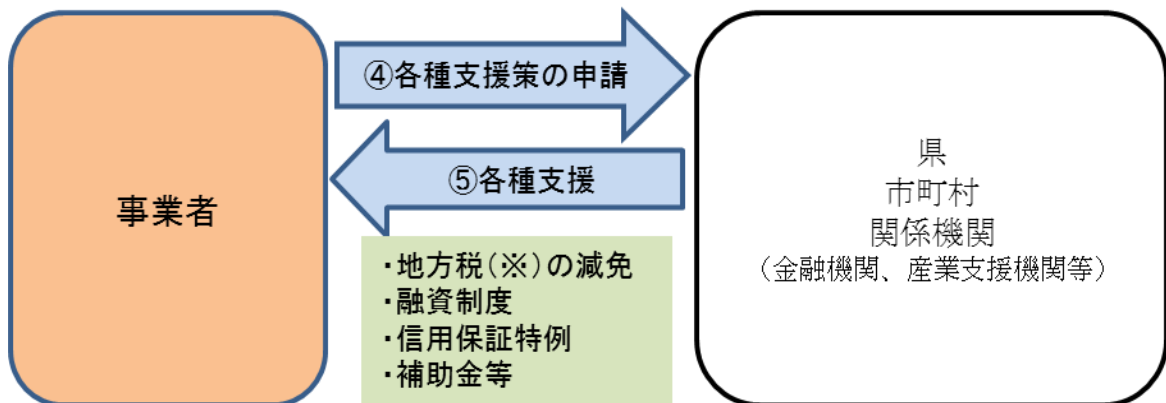
地域未来投資促進法に基づく各種支援策を活用するには、事業者が基本計画の内容を確認の上、「地域経済牽引事業計画」を作成し、知事の承認を得ることが必要です。

承認申請をお考えの場合は、必ず事前に岩手県商工労働観光部商工企画室（又は市町村担当窓口）までご相談ください。

1) 申請手続きの流れ



(参考) 計画初認後の各種支援策の申請の流れ



※国税の特例措置（地域未来投資促進税制）については、東北経済産業局を通じて国に申請を行う必要があります。詳細はP13の「課税の特例措置（法第24条）」をご覧ください。

(留意事項)

- 事業計画承認前に取得（建物の場合は着工）した建物・設備等資産は、各種支援措置の対象となりませんので、申請は必ず資産取得の1か月（30日）前までに行ってください。
- 事業計画の承認は各種支援措置の実行を保証するものではありません。必ず、各種支援の窓口等へ確認を行い、申請手続等を行ってください。

2) 提出書類

○地域経済牽引事業計画の承認申請にあたっては、次の書類を用意してください。

書類	部数
1 承認申請書（様式第1）及びその写し	正1部、副1部
2 会社の定款（写）	1部
3 最近2期間の事業報告書・貸借対照表・損益計算書（これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類	1部
4 その他 ・会社概要（製品がわかるもの） ・建物に関する図面（位置図、平面図、立面図） ・機械等のレイアウト図 等 ※他に証拠書類等の提出を求める場合があります。	各1部

○申請書の様式は、県のホームページから直接ダウンロードできます。

【岩手県のホームページ】

URL : <http://www.pref.iwate.jp/sangyoushinkou/shinjigyoushinkou/1009058.htm>

【問合せ先及び申請書の提出先】

岩手県商工労働観光部商工企画室（〒020-8570 盛岡市内丸10-1）

電話：019-629-5529

FAX：019-626-4779

電子メール：AE0001@pref.iwate.jp

3) 計画承認申請書の書き方

○承認申請書（様式第1）について、下記にしたがって作成してください。

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

同意基本計画「5（1）地域の特性及びその活用戦略」から、当該地域経済牽引事業が該当するものを記入します。（該当する業種の分野を選択してそのまま記載）

- ① 成長ものづくり分野
（自動車・半導体・医薬医療機器関連産業等の集積を生かした成長ものづくり等）
- ② 農林水産業・地域商社分野
（農林水産品・加工品・伝統工芸品を活用した農林水産業・地域商社等）
- ③ 第4次産業革命分野
（IT関連産業の集積を活用した第4次産業革命）
- ④ 観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
（世界遺産等を活用した観光、公民連携手法を活用したまちづくり等）
- ⑤ 環境・エネルギー分野
（木質バイオマス、地熱等を活用した環境・エネルギー）
- ⑥ ヘルスケア・教育サービス分野
（温泉等を活用したヘルスケア、ITを活用した教育サービス等）

(2) 地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

申請者（代表者）又は複数の事業者で地域経済牽引事業を共同して行う場合に、事業者ごとに、①名称、②住所、③代表者名、④資本金、⑤従業員数、⑥業種、⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割（地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合）を記入してください。

なお、事業者は、地域経済牽引事業の実施に真に必要な事業者のみに絞り、具体的な役割を記載してください（構成員という記載は不可です）。

(3) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

他の事業と区別できるよう、事業内容がわかるような事業名をつけ、記載してください。

(関連する業種)

当該事業と関連する業種（日本標準産業分類の中分類）を上記の表右側から選択して記載してください。

(地域経済牽引事業の内容)

地域経済牽引事業として承認を受けた後、実施する予定の当該事業の内容について記載してください。具体的な製品や商品、サービスの開発や売上増加等に関する方向性などを記入してください。

(活用を予定する支援措置)

地域経済牽引事業として承認を受けた後、活用を予定（希望）する支援措置について、次の項目から該当するものを選択して記載ください。（希望するする項目は全て記載すること）

①事業環境整備への提案、②農地転用の配慮、③市街化調整区域での開発の配慮、④中小企業信用保険法の特例、⑤中小企業投資育成株式会社法の特例、⑥食品流通構造改善促進法の特例、⑦特許料等の減免、⑧一般社団法人の地域団体商標の登録主体追加、⑨地域団体商標の登録料等の減免、⑩未来税、⑪地方税の減免、⑫財産処分の特例、⑬中核予算との連携、⑭サポインとの連携、⑮省エネ補助金との連携、⑯もの補助との連携、⑰低利融資制度、⑱交付金との連携

(その他)

上記事項以外に、当該事業の承認に係る審査に必要と思われる事項を記載してください。例えば、次のような事項を記載します。

① 承認地域経済牽引事業の成果に係る発明を実施するために、承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る発明について法第21条に規定する特許法の特例を活用する場合

あらかじめ地域経済牽引事業計画に「承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割」を次のように記載してください。

<記載例>

承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割

- ・特願××××-××××××
- ・承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）は、○○○○○（発明の概要）に関するものである。

なお、地域経済牽引事業計画の承認時に出願前であった発明を承継する予定の場合は、次のように記載してください。

<記載例>

承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割

- (i) 被承継人 □□□□
- (ii) 発明者 □□□□
- (iii) 発明概要 □□□□

② 地域経済牽引事業であって、戦略的基盤技術高度化推進事業の活用を念頭にした研究開発を行う予定の場合には、その旨明記するとともに、次の事項を記載してください。

(i) 研究開発等計画

(ア) 計画名

研究開発等計画の名称を記載してください。

(イ) 計画実施期間

研究開発等計画全体における実施期間を記載してください。

(ウ) 特定ものづくり基盤技術の種類

中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）第2条第2項に定める「特定ものづくり基盤技術」のうち、研究開発の内容に関連する主たる技術を記載してください。

(エ) 研究開発等の拠点となる施設

主たる研究開発等の実施場所の施設名称、住所を記載してください。

(オ) 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発等の目標

研究開発等計画の策定の背景、従来技術の課題・問題点、研究開発動向等を踏まえた研究開発の目標を記載してください。

(カ) 目標達成に向けた研究開発等の実施方法

どのような手法により研究開発を進めるのか概要を記載してください。

(ii) 研究開発等の内容

(ア) 研究開発等の具体的な内容

従来技術と開発する新技術の差異、技術的課題を明らかにするとともに、それらに対応するための研究開発の内容、実施体制について、具体的に記載してください。また、必要に応じて図表等を用いて補足してください。

(イ) 研究開発等の技術的目標値

研究開発等における技術的目標値について、可能な限り定量的な目標を記載してください。

(ウ) 承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割

研究開発等計画の実施にあたり、他者の特許の活用等を予定している場合には、承継を予定している特許権又は特許を受ける権利について、その概要（特許（出願）番号、発明の名称、非承継人、発明者及び発明の概要）及び研究開発等計画における当該特許技術の役割を記載してください。

(エ) 専門用語等の解説

記載にあたり、専門用語等を用いる場合には、その内容の解説を記載してください。

(iii) 研究開発等の実施期間

研究項目ごとに、年度ごとの目標、実施内容、実施者、実施場所、実施時期を記載してください。

(iv) 研究開発等の体制

研究開発等の実施に協力する協力者（事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人その他の者）ごとに、住所、名称、代表者名、連絡先、資本金、従業員数、業種、具体的な協力の内容を記載してください。

(v) 研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

申請事業者及び協力者ごとに、年度別の所要資金額及びその調達方法（補助金・委託費、金融機関からの借入れ、株式、社債、新株予約権、自己資金等）を記載してください。

- ③ 環境保全のために配慮を行う事項として、「(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所」に国立公園、国定公園その他環境保全上重要な地域を含む場合、公園計画との整合、関係機関（地方環境事務所、各自治体の自然環境部局等）との事前の調整の状況や環境保全対策について記載してください（記載例：本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所と調整を行ったうえで策定したものである。）。

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

事業がどこで行われるかの実施場所を記載してください。

実施場所ごとに、事業のどの部分を行うか記載してください。

販路の拡大を行う場合など、促進区域外の場所を記載することも可能とします。

(5) 地域経済牽引事業の実施時期

実施の時期は、基本計画の計画期間を超えないようにしてください。

実施スケジュールは、承認する都道府県などが事後的に事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに記載してください。

法第21条に規定する特許法の特例を活用する場合、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明について、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものであることを確認する必要があるため、当該事業計画の実施時期を「年月日」ま

で記載してください。

法第22条及び第23条に規定する商標法の特例を利用しようとする場合も、特例措置の適用は、承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限るため、当該事業計画の実施時期を「年月日」まで記載してください。

なお、法第21条の特許法の特例措置並びに法第22条及び第23条の商標法の特例措置を受けるに当たっては、「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」を特許庁へ提出する必要があるが、「地域経済牽引事業計画の承認申請書」は、都道府県知事等への提出後、事業者に戻送されないため、あらかじめ写しを準備する必要があります。

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別紙1-1に記載してください。

記載するに当たっては、必要な資金の額とその調達方法がわかるよう、事業計画期間中の年度別に、該当する欄に金額の概算を記載してください。

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(1) 付加価値創出額

(見込み)

事業計画期間を通じた当該事業の実施によって創出する予定の付加価値額及びその根拠について記載してください。基本計画の「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」の「(2) 高い付加価値」に従い、地域経済牽引事業の開始前の付加価値額に加えて、都道府県の1事業所あたりの付加価値額を創出する必要があります。

例) 地域経済牽引事業の開始前の付加価値額を1億円とし、当該都道府県の1事業所あたりの付加価値額を3,500万円とすると、事業計画最終年度の単年度における当該事業の付加価値額は1億3,500万円であることが必要となります。

$$\boxed{\text{付加価値額}} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

費用総額…売上原価 + 販売費及び一般管理費

給与総額…役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含みます。

租税公課…営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含みます。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

売上原価…費用総額の内数です。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額です。

(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載してください。

(2) 経済的効果

(見込み)

同意基本計画の「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」の「(3)地域の事業者に対する相当の経済的効果」(域内取引額又は売上、給与支払額)を満たす見込みであることがわかるよう、地域経済牽引事業による相当の経済的効果の見込みを記載してください。

(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載してください。

II 任意記載事項

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

1及び2を併せて、別紙1-2に記載してください。事業に係る土地利用の計画がわかるように記載してください。

3 中小企業者が法第19条第2項、第28条又は第29条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

(1) 承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称

特例を受けようとする承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称をそれぞれ記載してください。

(2) 事業承継等の内容及び実施時期

特例を受けようとする事業承継等の内容及び実施時期を記載してください。

(3) 法第19条第2項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

信用保証協会が経営者保証を徴求しないための要件として、①地域経済牽引事業計画の承認申請時、②保証の申込時、において下記の財務要件を満たす必要があること。

① 地域経済牽引事業計画の承認申請時

直前の決算において、次の(i)、(ii)の要件を満たすこと

(i) 資産超過であること

(ii) EBITDA 有利子負債 倍率が10倍以内であること

② 保証の申込時

次の(i)から(iv)の全ての要件を満たすこと

(i) 資産超過であること

(ii) 返済緩和中ではないこと

(iii) BITDA 有利子負債 倍率が10倍以内であること

(iv) 法人と経営者の分離がなされていること

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を行った事業者に限り、「返済緩和中であること」の要件を特別に除外。

$$\text{EBITDA 有利子負債倍率} = \frac{\text{有利子負債}}{\text{EBITDA}} = \frac{\text{(借入金一現預金)}}{\text{(営業利益+原価償却費)}}$$

4 一般社団法人が法第23条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項 (法第23条及び第24条に規定する商標法の特例)

法第23条及び第24条に規定する商標法の特例を利用しようとする場合、次の事項に留意してください。

なお、法第23条及び第24条の商標法の特例措置を受けるに当たっては、「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」を特許庁へ提出する必要がありますが、「地域経済牽引事業計画の承認申請書」は、都道府県知事等への提出後、事業者に戻送されないため、あらかじめ写しを準備する必要があります。

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする一般社団法人の名称及び所在地を記載してください。

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

定款の該当する条番号等及び当該条文等に記載の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限ります。）を記載してください。

(3) 法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

法第13条第2項第1号の規定により記載された地域経済牽引事業の内容に即する商品又は役務とし、その商品又は役務の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載してください。地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載してください。

- ① 地域の名称が商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（商品名）」と記載してください。
- ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（原材料名）を主要な原材料とする〇〇（商品名）」と記載してください。
- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された〇〇（商品名）」と記載してください。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における〇〇（役務名）」と記載してください。

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

事業の実施者に地方公共団体を含む場合であって、法第27条に基づく財産の処分の制限に係る承認手続の特例を活用しようとする場合、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の番号を記載してください。

6 法第25条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

法第25条に基づく課税の特例を活用しようとする場合、課税の特例の対象としようとする施設又は設備の概要（用途及び取得予定時期（施設については着工予定時期））を記載してください。

3 各種支援措置の内容

○事業者が「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた場合には、法律に基づいて様々な支援を受けることができます。

《地域未来投資促進法に基づく支援措置（主なものを抜粋）》

- ・工場立地法の緑地規制制度の緩和（第9条、10条）
- ・農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置（第18条）
- ・中小企業者及び食品製造業者等に対する特例（第19条～第21条）
- ・特許料等及び地域団体商標に係る登録料等の減免（第22条、第24条）
- ・地域団体商標の主体要件の緩和（第23条）
- ・課税の特例（第25条）
- ・関連する施策との連携（第32条）
 - ⇒地方創生推進交付金事業（各自治体）
 - ⇒戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（中小企業庁）
 - ⇒省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（資源エネルギー庁）

など

＜主な優遇措置の内容＞

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ・信用保証の特例（法第19条）
「地域経済牽引事業関連保証」 | 13 ページへ |
| ・課税の特例（法第25条）
「地域未来投資促進税制」 | 14 ページへ |
| ・県税の課税免除（県条例等） | 15 ページへ |

※その他の支援措置の詳細については、岩手県商工労働観光部商工企画室又は、下記へ直接お問い合わせください。

経済産業省地域未来投資促進室	TEL 03-3501-0645
東北経済産業局 産業部 産業振興課	TEL 022-221-4906

《参考》

経済産業省地域未来投資促進法サイト

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

【信用保証の特例（法第19条）】

○信用保証制度とは、中小企業者が民間の金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が保証人となって融資を受けやすくするようサポートする制度です。
○「地域経済牽引事業計画」の承認を受けると、一般保証とは別枠の「地域経済牽引事業関連保証」が利用できます。
対象者：「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた中小企業者

（支援内容）

通常の保証限度額と同額の別枠（地域経済牽引事業関連保証）を設けています。

担保 保証人※ 通常（一般保証）				+	別枠 （地域経済牽引事業関連保証）	
普通保証	有	原則 無	2億円（組合4億円）			2億円（組合4億円）
無担保保証	無	原則 有	8,000万円		8,000万円	
特別小口	無	無	1,250万円		1,250万円	

※原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要ですが、詳細は下記問合せ先にお尋ねください。

※一部保証の対象とならない業種等もございます。詳細は下記問合せ先にお尋ねください。

<制度についての問合せ先>	
岩手県信用保証協会 総合相談窓口	TEL 0120-454-754（フリーダイヤル）

【課税の特例措置（法第 25 条）】（地域未来投資促進税制）

○県の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして（先進的な事業等として）主務大臣の確認を受けた場合には、設備投資に係る減税措置を受けることができます。
対象者：県の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」が、国から先進的な事業等としての確認を受けた場合にその事業を行う企業

（主務大臣の確認基準）

県の承認を受けた地域経済牽引事業が次の基準を全て満たすことについて主務大臣の確認を受けていること

先進性に関する基準	国の基本方針に規定する 評価委員会（※） において、以下のいずれかの項目で事業として先進的であると認められること。 ①開発又は生産する製品の先進性□ ②開発又は提供する役務の先進性□ ③商品の生産又は販売の方式の先進性□ ④ 役務の提供の方式の先進性□
売上高に関する基準	対象事業の売上高伸び率（%） 過去 5 事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（%） + 5 % かつ 対象事業の売上高伸び率（%）がゼロを上回ること
減価償却資産の取得予定価格に関する基準	承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第 2 条第 2 3 号に規定する減価償却資産の取得予定価格の合計額が 2, 0 0 0 万円以上であること。
取得予定価格と減価償却費の比率に関する基準	減価償却資産の取得予定価格が、当該対象事業者の前年度における減価償却費の額の 1 0 % 以上の額であること。（設備投資が複数年度に渡る場合も事業の確認を行う前年度の減価償却費で判断する。）

※評価委員会は約 2 ヶ月に 1 回の頻度で開催される予定です。詳細は問い合わせ下さい。

事業者は、主務大臣による確認を受けた後に、機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物を取得した場合には、課税の特例の適用を受けることができる（建物等については、計画承認後であれば、計画確認前に着工することは妨げないが、確認を受けることが出来なかった場合には、課税の特例の適用を受けることは出来ないで留意すること）。

（特例措置の内容）

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価格 × 4 0 %	取得価格 × 4 %
建物・付属設備・構築物	取得価格 × 2 0 %	取得価格 × 2 %

※上記において、その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械等の取得価額の合計額が 1 0 0 億円を超える場合には、1 0 0 億円にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額が、取得価額となります。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の 2 0 % までが上限となります。

※この特例措置は平成 2 9 年 7 月 3 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に取得等をして一定の事業の用に供した場合に適用されます。

＜制度についての問合せ先＞	
東北経済産業局産業部 産業振興課	TEL 0 2 2 - 2 2 1 - 4 9 0 6

【地方税の減免措置（県条例等）】

○「地域経済牽引事業計画」に基づいて取得した事業用の土地・建物・構築物について、課税が免除されます。（機械・設備は対象となりません）
対象者：「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた企業

（支援内容）

	不動産取得税（県税）	固定資産税（市町村税）
対象業種	地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業に係る業種	
要件	(1) 家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が1億円（農林漁業関連業種にあっては5,000万円）を超えるもの (2) 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に建物又は構築物の建設に着手した場合	免除制度の有無や内容は市町村によって異なりますので、各市町村にご確認願います。
その他	土地については、対象建物・構築物の水平投影面積のみが対象	

※県税の課税免除については、各広域振興局の税担当までご相談ください。

<制度についての問い合わせ先>

担当窓口	電話番号	担当窓口	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6532	沿岸広域振興局	
県南広域振興局		経営企画部県税室	0193-25-2703
県税部	0197-22-2821	宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
花巻県税センター	0198-22-4912	大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9912
一関県税センター	0191-26-1420	県北広域振興局	
		経営企画部県税室	0194-53-4986
		二戸地域振興センター県税室	0195-23-9254